

補助金等事業概要

補助事業名	インキュベーションセンター等開設支援事業補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	市内においてインキュベーションセンター、サテライトオフィス、コワーキングスペース及びシェアオフィスを開設し、運営する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	市内にインキュベーションセンター等を開設し、運営する事業者
補助対象経費	インキュベーションセンター等の開設・整備にかかる施設整備・運営事業およびソフト事業
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	施設整備・運営事業費：3,000万円を上限、ソフト事業費：1,200万円を上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	年間1か所の整備および県外企業誘致数1
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和3年9月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	ホームページ等で募集する
事業担当 （担当部署） （電話番号）	移住交流推進課 暮らし・働く企画係
	0259-67-7153（直通）